

**新型コロナウイルス
感染症
の影響に伴う取扱い
(令和2年度)**

一般不妊治療費の助成を受けられる方へ

奈良市では新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、
令和2年度に限り、一部取扱いを変更しています。

1. 対象者

治療開始日の妻の年齢「43歳未満」→「44歳未満」

※令和2年3月31日の時点で妻の年齢が42歳の夫婦であり

妻の年齢が44歳に到達する日の前日までに受けられた治療に限る。

2. 通算助成期間

補助を開始した診療日の属する月から継続した3年間

※令和元年度以前に助成を受け、助成期間満了前の夫婦に限る。

3. 所得要件

現在は「ご夫婦の前年(1月から5月までの申請については前々年)の所得が730万円未満」という所得要件を満たす必要があります。しかし令和2年度に限り、下記①②のどちらかを満たす場合、助成の対象となります。

- ① 前年の所得は730万円以上であるが、新型コロナウイルスの影響により所得が急変し、ご夫婦の本年の所得の合計額が730万円未満となる見込みの場合

・上記の要件で申請する場合、ご夫婦の本年の所得を推計し、所得急変の確認書類を提出していただく必要があります。所得の推計方法や所得急変の確認書類については、下記をご覧ください。

—給与所得者の場合の所得の推計方法—

・令和2年2月以降から申請日の属する月の任意の1ヶ月の給与×12
・賞与等の推計額 } の合計額

↳ 賞与等の推計方法

- ・勤務する会社等が定める資金規定・賞与等の支給方針等をもとに推計
- ・支給された本年の夏季の賞与等の同額を冬季の賞与等の額として推計
- ・前年の賞与等の額から、本年の賞与等の額を推計 など

(個人事業主等の場合は、給与所得者に準じた取扱いとします。)

—所得急変の確認書類—

- ・会社作成の給与見込、計算の対象月の給与明細、賞与等の明細
- ・離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、破産宣告通知書、廃業等届出
- ・新型コロナウイルス感染症に係る影響による収入減少があった者等を支援対象として、国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書 など

- ② 新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期し、申請が6月以降となった場合で、前年の所得が730万円以上であり、前々年の所得が730万円未満である夫婦

・上記の要件で申請する場合、令和元年(平成31年)度課税証明書の提出が必要です。

※個人番号(マイナンバー)を記入して申請する場合、課税証明書の提出は省略できます。

<注意>

※延期理由について、本人や医療機関からの申請書・証明書等は必要ありません。

※一部取扱いの変更は令和2年度に限るものであり、令和3年度の取扱いについては未定です。

問い合わせ : 〒630-8122 奈良市三条本町13番1号 奈良市 母子保健課 電話 0742-34-1978